



三重県公報

平成30年6月1日(金)

第 3010 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
373	介護保険法の規定による指定市町村事務受託法人の指定	(長寿介護課)	2
374	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	2
375	平成30年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	3
376	区画漁業の免許の内容となるべき事項等の決定	(漁業環境課)	4
377	土地収用法の規定による事業の認定	(公共用地課)	4
選 管 告 示			
31	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を変更した旨の報告	(選挙管理委員会)	6
32	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	7
33	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同)	7
34	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	9
35	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出	(同)	10
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	10
	同件	(同)	10
	土地改良区の解散認可	(農地調整課)	11
	皆伐面積の限度の公表	(治山林道課)	11
	屋外広告物講習会の実施	(都市政策課)	12
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(情報システム課)	13
	同件	(同)	16
	随意契約の相手方を決定した旨	(広聴広報課)	19
	落札者を決定した旨	(同)	19

告 示

三重県告示第 373 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定しました。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事務所の名称	事務所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	代表者の氏名	指 定 年 月 日	受託事務の種類
一般社団法人 J & T 社会福祉指導研究所	三重県津市栄町二丁目 420 番地 オフィス 5・1 階	一般社団法人 J & T 社会福祉指導研究所	三重県津市栄町二丁目 420 番地 オフィス 5・1 階	前田 祥祝	平成 30 年 6 月 1 日	照会等事務

三重県告示第 374 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表第 6 号の項（C）の欄中「及び官民連携等基盤強化推進事業」を「官民連携等基盤強化推進事業及び水道事業における I o T 活用推進モデル事業」に改める。

別表 1(5)の表第 1 号の項（B）の欄中「基づき」の次に「、第 4 次男女共同参画基本計画の期間において」を加え、同項（C）の欄中「平成 28 年府共第 816 号」を「平成 27 年府共第 95 号」に改める。

別表 1(6)の表第 1 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

市町、一部事務組合又は広域連合が行う消費生活相談窓口等の機能強化に向けた取組を支援する。	地方消費者行政活性化基金管理運営要領（平成 21 年府国生第 54 号）に基づいて、市町、一部事務組合又は広域連合が行う基金の活用により充実強化した地方消費者行政の体制の維持充実を図る事業に要する経費
--	--

別表 1(6)の表に次のように加える。

4	三重県消費者行政強化事業費補助金（推進事業）	市町、一部事務組合又は広域連合が行う消費生活相談窓口等の機能強化に向けた取組を支援する。	地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（平成 30 年消教地第 74 号）に基づいて、市町、一部事務組合又は広域連合が行う消費生活相談窓口等の機能強化に向けた取組に要する経費	10/10 以内	市町、一部事務組合又は広域連合
5	三重県消費者行政強化事業費補助金（強化事業）	市町、一部事務組合又は広域連合が行う、国が取り組むべきと考える重要な消費者政策の推進に対応した事業の実施を支援する。	地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（平成 30 年消教地第 74 号）に基づいて、市町、一部事務組合又は広域連合が行う、国が取り組むべきと考える重要な消費者政策の推進に対応した事業の実施に要する経費	1/2 以内	市町、一部事務組合又は広域連合

別表 1(8)の表を別表 1(7)の表とし、別表 1(9)の表を別表 1(8)の表とする。

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 2 条関係）

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書きの規定により財 産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により 財産処分の制限をする機械及び重要な器 具
1	天然ガス自動車普及促進事業補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	海岸漂着物等対策事業補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具並びにその他環境大臣が定める財産
3	生活基盤施設耐震化等補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
4	隣保館整備費補助金		厚生労働省告示に定められている機械及び器具
5	隣保館運営費等補助金		
6	隣保館事業費補助金		
7	災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 5 万円以上の機械及び器具
8	三重県消費者行政活性化基金事業費補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
9	三重県消費者行政推進事業費補助金		
10	三重県地域防犯力向上支援事業費補助金		
11	三重県消費者行政強化事業費補助金（推進事業）		
12	三重県消費者行政強化事業費補助金（強化事業）		
13	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金	補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成 12 年厚生省告示第 105 号。以下「厚生省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	厚生省告示に定められている機械及び重要な器具に相当するもの
14	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の環境生活部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 30 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 375 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	平成 30 年 7 月 2 日 (月) まで	平成 30 年 7 月 8 日 (日)	平成 30 年 8 月下旬から同年 9 月下旬まで及び平成 31 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 376 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項の規定により区画漁業（藻類養殖業、くろまぐろ養殖業及び貝類養殖業）の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めました。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 免許予定日

区画漁業のうち、藻類養殖業及び貝類養殖業 平成 30 年 9 月 1 日

区画漁業のうち、くろまぐろ養殖業 平成 31 年 1 月 1 日

2 申請期間

区画漁業のうち、藻類養殖業及び貝類養殖業 平成 30 年 6 月 1 日から同月 29 日まで

区画漁業のうち、くろまぐろ養殖業 平成 30 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

3 免許の内容となるべき事項及び地元地区

別冊のとおり

「別冊」は省略し、三重県農林水産部漁業環境課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 377 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定を行いましたので、法第 26 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 起業者の名称

鈴鹿市

2 事業の種類

鈴鹿市立牧田公民館・牧田地区市民センター建設事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県鈴鹿市平田東町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

鈴鹿市立牧田公民館・牧田地区市民センター建設事業は、法第 3 条第 22 号「社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）による公民館（同法第 42 条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館（同法第 29 条に規定する図書館同種施設を除く。）」及び法第 3 条第 31 号「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

また、本件事業のうち、関連事業である農業用排水路付替工事は、法第 3 条第 5 号「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

起業者である鈴鹿市は、「鈴鹿市総合計画 2023（実行計画書）」に基づき本件事業を計画しており、また、本件事業に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

牧田公民館は昭和 50 年 3 月に建築され、牧田地区市民センターは昭和 56 年 5 月に増築された一体的な施設であるが、建築から 37 年以上が経過し、以下のような課題がある。

まず、地域づくり活動の拠点とされる公民館に活動のための空間が確保できず、地域づくりに様々な支障が生じている。また、多岐にわたる窓口業務を担う牧田地区市民センターについても、事務室が狭隘であるため、利用者の待機場所が確保されない等、住民サービスに支障が生じている。さらに、施設から離れたところにはしか駐車場が確保出来ないため、施設往来には交通量の多い道路を横断する必要があり、利用者の安全性が損なわれている。

災害時においても、公民館は収容避難所、地区市民センターは鈴鹿市災害対策本部の支部として位置付けられているが、建物は老朽化しており、大規模地震の発生の際に、建物の倒壊が懸念されている。

本件事業は、このような状況に対応するため、施行されるものである。本件事業の実施により、必要なスペースが確保されることで、地域住民の地域づくり活動が促進され、住民サービスや利用者の安全性の向上が期待される。災害時においても、耐震性が向上することで、収容避難所及び災害対策本部の支部としての機能を果たせるようになる。加えて、バリアフリー化されることによって、あらゆる人にとって利用しやすい施設となるため、地域のコミュニティ力の向上も期待される。

また、本件事業のうち、関連事業である農業用排水路付替工事は、鈴鹿市立牧田公民館・牧田地区市民センター建設事業の施行により農業用排水路が遮断されることとなることから農業経営に支障を来すこととなるため、その施設機能を維持するために行われるものである。

以上により、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び三重県環境評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）に基づく対象事業に該当しない。また、本件事業の起業地が所在する地域は、三重県自然環境保全条例（平成 15 年三重県条例第 2 号）に基づく三重県自然環境保全地域に指定されていない。さらに、本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により保護するために特別の措置を講ずべき文化財及び動植物の存在は確認されていない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業の合理性

本件事業の起業地は、地域住民の利便性や防災機能への適性等を条件に選定された 3 箇所の候補地から、総合的に比較検討を行った結果、最も合理的な案を選定したものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められ、本件の事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。したがって、本件事業は、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現施設は、利用者数に比べて規模が小さく、地域づくり活動や住民サービス等に支障が出ている。また、駐車場の不足により、利用者には不便を来している状況にある。さらに、施設の老朽化が著しく、多額の維持管理費用が見込まれることや災害時の収容避難所及び災害対策本部の支部としての安全の確保が懸念されている。

加えて、牧田地区自治会連合会、牧田公民館運営委員会、牧田コミュニティセンター運営委員会及び牧田地区地域づくり協議会からも新しい施設の建設を求める要望がある。

以上により、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲には、一時的な利用に供されるものではなく、全て恒久的に本件事業の用に供されることから、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は土地を収用する公益上の必要があるものであると認められる。したがって、本件事業は、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)まで述べたように、本件事業は法第 20 条各号の全ての要件を充足するものと判断される。

以上により、起業者から申請のあった本件事業について、法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

鈴鹿市役所地域振興部地域協働課

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 31 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設に変更があった旨、尾鷲市選挙管理委員会から報告がありました。

平成 30 年 6 月 1 日

		三重県選挙管理委員会委員長	高	木	久	代
選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日			

尾鷲市選挙管理委員会	早田コミュニティセンター	(変更前) 尾鷲市早田町 25 番地	平成 30 年 4 月 1 日
		(変更後) 尾鷲市早田町 25 番地 3	
	三木浦コミュニティセンター	(変更前) 尾鷲市三木浦 町 272 番地 2	平成 30 年 4 月 1 日
		(変更後) 尾鷲市三木浦 町 273 番地 18	

三重県選挙管理委員会告示第 32 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

表中

「尾鷲市	早田コミュニティセンター	尾鷲市早田町 25 番地	を
尾鷲市	三木浦コミュニティセンター	尾鷲市三木浦町 272 番地 2 」	
「尾鷲市	早田コミュニティセンター	尾鷲市早田町 25 番地 3	に改める。
尾鷲市	三木浦コミュニティセンター	尾鷲市三木浦町 273 番地 18 」	

三重県選挙管理委員会告示第 33 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所 の所在地	公職の種類 (第 1 号)	届出年月日	備考
三重新政の会	芝 博 一	大 谷 友 秀	津市栄町 2-311	参議院議員	平成 30 年 4 月 20 日	

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所 の所在地	届出年月日	備考
太田まこと後援会	太 田 誠	太 田 誠	桑名市長島町松蔭 53	平成 30 年 4 月 2 日	
桐生常朗後援会	桐 生 満	桐 生 明 美	鈴鹿市南旭が丘 3-8-8	平成 30 年 3 月 19 日	
桑名イノベーション推進グループ	三 林 幸 樹	三 林 正 樹	桑名市大字五反田 1043	平成 30 年 4 月 6 日	
はなし徹也後援会	端 無 徹 也	端 無 弘 子	熊野市飛鳥町佐渡 462	平成 30 年 3 月 27 日	
はまぐちひろし後援会	濱 口 裕	濱 口 裕	桑名市一色町 19	平成 30 年 4 月 12 日	
まつき豊年後援会	川 辺 仁 造	中 野 新 吉	多気郡多気町古江 403	平成 30 年 3 月 20 日	
南みえ・未来会	廣 耕太郎	中 村 純 子	伊勢市浦口 2-3-9	平成 30 年 4 月 24 日	

宮崎まさお三重後援会	森 義明	中山 雅仁	伊賀市依那具 1382	平成 30 年 3 月 20 日
森田勉後援会	森田 勉	森田 勉	多気郡多気町相鹿瀬 533	平成 30 年 3 月 14 日
山路よしき後援会	森田 公郎	山路 まゆみ	度会郡玉城町妙法寺 405	平成 30 年 2 月 8 日
渡辺さとみ後援会	伊藤 徳正	佐藤 正信	桑名市筒尾 7-13-1	平成 30 年 4 月 11 日

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党木曾岬町支部	服部 英二夫	主たる事務所の所在地	桑名郡木曾岬町小和泉 75	桑名郡木曾岬町大字見入 312	平成 29 年 6 月 10 日	政党
自由民主党鈴鹿市支部	野間 芳実	主たる事務所の所在地	鈴鹿市南玉垣町 3-6	鈴鹿市白子 1-22-16	平成 28 年 9 月 1 日	政党
自由民主党三重県伊勢市第一支部	中川 正美	会計責任者	仲林 一江	仲林 きそえ	平成 30 年 2 月 1 日	政党
自由民主党三重県海運支部	伊藤 豊久	主たる事務所の所在地	四日市市霞 2-1-1	四日市市千歳町 6	平成 29 年 8 月 21 日	政党
自由民主党三重県参議院選挙区第一支部	吉川 有美	会計責任者	吉川 征一郎	関根 裕之	平成 30 年 4 月 1 日	政党
自由民主党三雲支部	西村 武史	主たる事務所の所在地	松阪市小津町 551	松阪市笠松町 673	平成 30 年 2 月 17 日	政党
日本維新の会三重県伊賀市支部	田中 覚	政治団体の名称	日本維新の会三重県伊賀市支部	日本維新の会伊賀市支部	平成 30 年 3 月 16 日	政党
日本維新の会三重県総支部	杉本 和巳	代表者	杉本 和巳	井上 英孝	平成 30 年 3 月 16 日	政党
いながき昭義後援会	稲垣 昭義	主たる事務所の所在地	四日市市東坂部町 266-6	四日市市東坂部町 75-1	平成 29 年 4 月 1 日	
上村和生後援会	吉川 真介	会計責任者	上村 和生	野崎 隆	平成 29 年 3 月 31 日	
小野きんいち後援会	青木 悟	代表者	青木 悟	柘植 敏孝	平成 29 年 12 月 10 日	

加納やすき応援団	加納康樹	会計責任者	加納弥生	加藤千穂	平成30年 3月1日
河上敢二後援会	速水修	会計責任者	河上はるみ	本山拓哉	平成30年 3月26日
幸福実現党鈴鹿後援会	高畑成道	会計責任者	中崎博文	松下恵津子	平成30年 3月21日
三砂連政治連盟	岡本一彦	代表者	岡本一彦	大森正信	平成30年 1月12日
進藤かねひこ三重後援会	田村宗博	会計責任者	中山雅仁	鈴木規男	平成30年 3月20日
鈴鹿歯科医師連盟	笠井方尋	代表者	笠井方尋	北川弘二	平成29年 6月15日
鈴木とよし後援会	神生修	代表者	神生修	松崎修	平成30年 4月1日
日本行政書士政治連盟三重会	若林三知	政治団体の名称	日本行政書士政治連盟三重会	日本行政書士政治連盟三重県支部	平成24年 5月25日
日本労働党三重県委員会	板倉操	代表者	板倉操	板倉重永	平成30年 3月30日
		会計責任者	片岡博一	岡本勝明	
福井輝夫後援会	福井萬郎	代表者	福井萬郎	柏端弘三	平成30年 3月1日
松阪市議会を変えよう会	中村敏明	会計責任者	井口隆章	井口一	平成29年 8月19日
満仲正次後援会	満仲正次	会計責任者	満仲英子	鷲野賢治	平成30年 4月1日
三重県獣医師連盟	橋爪俊裕	会計責任者	永田克行	岡鼻英一	平成29年 12月31日
三重県ビルメンテナンス政治連盟	西村吉信	代表者	西村吉信	前田賢治	平成30年 3月8日
吉川ゆうみ後援会	吉川有美	会計責任者	吉川征一郎	関根裕之	平成30年 4月1日

三重県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

平成30年6月1日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
自由民主党三重県第三選挙区支部	島田佳和	平成30年3月10日	政党
岩田昭人後援会	平山豊	平成30年3月20日	
尾上武義後援会	古畑寿一	平成30年2月28日	
笹之内俊雄後援会	笹之内俊雄	平成29年12月1日	
さわむらけいや後援会	伊勢谷英史	平成30年4月1日	
島田佳和後援会	島田佳和	平成30年3月10日	
下村卓也後援会	前田一彦	平成30年3月28日	
西村まさみ三重県後援会	武田良一	平成30年4月8日	

原田勝二後援会

原 田 勝 二 平成 30 年 3 月 30 日

三重県選挙管理委員会告示第 35 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代				
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
端 無 徹 也	市議会議員	はなし徹也後援会	熊野市飛鳥町佐渡 462	平成 30 年 3 月 25 日
廣 耕太郎	県議会議員	南みえ・未来会	伊勢市浦口 2-3-9	平成 30 年 4 月 21 日

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
東員町
- 2 調査を行った期間
平成 26 年 6 月から平成 27 年 2 月まで
- 3 成果の名称
東員町（穴太 5 工区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
東員町筑紫地内、穴太地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 5 月 18 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
東員町
- 2 調査を行った期間
平成 17 年 10 月から平成 20 年 3 月まで
- 3 成果の名称
東員町（鳥取 1 工区 4 ブロック（その 1））の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
東員町大字鳥取地内、大字八幡新田地内、大字大木地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 5 月 18 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、馬場池用土地改良区（伊賀市比土 2785）の解散を平成 30 年 5 月 23 日認可しました。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 30 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 ha
員弁川	水源のかん養	603.97
	土砂の流出の防備	962.62
四日市地区	水源のかん養	10.87
	土砂の流出の防備	835.35
	土砂の崩壊の防備	0.45
鈴鹿川	水源のかん養	294.77
	土砂の流出の防備	977.10
北勢	公衆の保健	1009.82
安濃川	水源のかん養	382.43
	土砂の流出の防備	95.41
雲出川	水源のかん養	997.32
	土砂の流出の防備	589.64
津地方	公衆の保健	213.01
櫛田川	水源のかん養	2512.82
	土砂の流出の防備	903.17
宮川上流	水源のかん養	3908.10
	土砂の流出の防備	599.43
松阪地方	公衆の保健	413.28
宮川下流	水源のかん養	1883.02
	土砂の流出の防備	435.25
志摩地区	水源のかん養	233.87
	土砂の流出の防備	252.26
五ヶ所地区	水源のかん養	10.98
	土砂の流出の防備	82.13
吉津地区	水源のかん養	866.00
	土砂の流出の防備	325.28
	干害の防備	5.60
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	2.52
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.63
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	1.26
南勢志摩	公衆の保健	97.65
伊賀地区	水源のかん養	607.26
	土砂の流出の防備	894.61

伊賀	公衆の保健	323.76
尾鷲地区	水源のかん養	2745.31
	土砂の流出の防備	1171.62
紀北	公衆の保健	80.57
木本地区	水源のかん養	197.05
	土砂の流出の防備	69.03
熊野川	水源のかん養	598.69
	土砂の流出の防備	549.89
紀南	公衆の保健	4.15

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 25 条第 1 項の規定により、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得することを目的とし、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 実施期日、時間及び実施場所

(1) 実施期日及び時間

平成 30 年 8 月 30 日（木）9 時 20 分から 16 時 30 分まで ※ 9 時受付開始

(2) 実施場所

津市広明町 13 番地

三重県庁講堂棟 3 階 第 131 会議室及び第 132 会議室

2 講習科目

(1) 屋外広告物に関する法令

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講申込書の受付期間、受付場所及び配布場所

(1) 受付期間

平成 30 年 6 月 1 日（金）から同年 7 月 27 日（金）まで

8 時 30 分から 17 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

郵送の場合は、平成 30 年 7 月 27 日（金）までの消印のあるものを有効とします。

定員を超えた場合は、受付を締め切らせていただくことがあります。

(2) 受付場所

三重県県土整備部都市政策課及び三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課（津建設事務所は除きます。）

(3) 配布場所

三重県県土整備部都市政策課及び三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課（津建設事務所は除きます。）

また、三重県県土整備部都市政策課のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス（<http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/64114007095.htm>）又は「三重県 屋外広告物」で検索してください。

4 提出書類

(1) 屋外広告物講習会受講申込書（第 15 号様式）

（受講申込書には、三重県収入証紙による講習手数料及び写真（縦 4cm×横 3cm、無帽、正面、上三分身及び無背景で申込前 6 月以内に撮影したもの。カラー・白黒は問いません。）を貼付してください。）

(2) 講習科目の一部免除を受けようとする者は、資格を証する書類

5 講習手数料 一科目につき 2,000 円（三重県収入証紙にて納付してください。）

※ 講習科目の一部免除者は 4,000 円、それ以外の方は 6,000 円となります。

※ 納付された手数料は返還しません。

6 受講定員 40 人

7 テキスト

必須テキスト：「屋外広告の知識（第4次改訂版）」全3巻(持参)

※ 必須テキストがない方は受講できませんのでご注意ください。

※ 第3次改訂版からテキストが大きく変更されているため、第4次改訂版をご用意ください。

参考テキスト：「広告景観 屋外広告の知識 デザイン編 事例集」（持参）

※ 参考テキストの購入は必須ではありませんが、参考テキストに記載されている事例を講義中に扱います。

テキスト購入希望者は、直接、株式会社ぎょうせいへお申込ください。

8 講習科目の一部免除

次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習科目の受講を免除します。受講申込書に、下記の資格を証する書類を添付してください。

- (1) 建築士の資格を有する者 免許証の写し又は建築士登録証明書
- (2) 電気工事士の資格を有する者 電気工事士免状の写し
- (3) 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 電気主任技術者免状の写し
- (4) 帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 免許証、合格証書又は修了証書の写し

9 問い合わせ先

三重県土整備部都市政策課（電話 059-224-2748）

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成30年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県共通機能基盤再構築及び運用保守業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成38年3月31日（火）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県本庁舎、サーバ機器等を設置するデータセンター内、受託事業者社内等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成 30 年 6 月 21 日 (木) 12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班 担当 笠島
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携部情報システム課情報基盤班 担当 新田、横山
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2207
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から平成 30 年 7 月 12 日(木)まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成 30 年 6 月 29 日(金)までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 7 月 12 日(木) 13 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成 30 年 7 月 12 日(木) 13 時
なお、入札書は平成 30 年 7 月 3 日(火)から同月 12 日(木) 13 時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地(三重県庁 1 階)
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班
案件名 「三重県共通機能基盤再構築及び運用保守業務委託」入札書在中
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 平成 30 年 7 月 12 日(木) 13 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携部地域連携総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三重県条例第 9

号) 第 2 条の規定による議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に本契約を締結します。

ただし、受注者が本契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく競争入札の参加資格の制限を受けた場合、三重県物件関係落札資格停止要綱による落札資格停止を受けた場合は、この契約を解除し、本契約を締結しないものとします。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

The Restructuring, Operation and Maintenance of the Mie Prefecture Common Infrastructure for Systems

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M. on Thursday, July 12, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Headquarters Post Office branch (Mieken-cho nai Yubinkyoku) between Tuesday, July 3, 2018 and 1:00 P.M. on Thursday, July 12, 2018.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:10 P.M. on Thursday, July 12, 2018.

(4) Managing Authority:

Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363 (Japanese only)

(5) Language and Currency used in the Tendering Procedure:

Japanese and Japanese currency

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

電子県庁・電子自治体推進用パソコン 1,656 台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成 31 年 3 月 22 日（金）

(4) 納入場所

三重県本庁舎及び地域庁舎

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定

める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成30年6月27日（水）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（「機能及び定価証明書」）（様式1）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班 担当 笠島
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課システム運用班 担当 井上
電話 059-224-2623 ファクシミリ 059-224-2207

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成30年7月12日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年7月4日（水）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年7月12日（木）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成30年7月12日（木）14時

なお、入札書は平成30年7月3日（火）から同月12日（木）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班

案件名 電子県庁・電子自治体推進用パソコン入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 7 月 12 日 (木) 14 時 5 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携部地域連携総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りします。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Computers for use in promoting digitization at the Prefectural Government and municipalities in Mie: 1,656 units

- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, July 12, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Headquarters Post Office branch (Mieken-cho nai Yubinkyoku) between Tuesday, July 3, 2018 and 2:00 P.M. on Thursday, July 12, 2018.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:05 P.M. on Thursday, July 12, 2018.

- (4) Managing Authority :

Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363 (Japanese only)

- (5) Language and Currency used in Contract and Bidding Procedures:

Japanese and Japanese currency

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1	特 定 役 務 の 名 称	三重県情報提供番組の企画制作及び放送業務
2	担 当 部 局	津市広明町 13 番地 三重県戦略企画部広聴広報課
3	契約の相手方を決定した日	平成 30 年 4 月 2 日
4	契 約 の 相 手 方	津市洪見町小谷 693-1 三重テレビ放送株式会社 代表取締役社長 長江 正
5	契 約 金 額	35,397,000 円（うち消費税及び地方消費税 2,622,000 円）
6	決 定 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 平成30年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務（平成30年6月～平成31年3月分／単価契約）
- 2 担当部局 津市広明町13番地
三重県戦略企画部広聴広報課
- 3 落札者決定日 平成30年4月23日
- 4 落札者 三重県四日市市諏訪栄町4番10号 アピカビル3階
株式会社東海アドエージェンシー三重支店 支店長 今田 正樹
- 5 落札金額 入札価格 35,805,546円
契約金額 38,669,989円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成30年3月9日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
